

# 厚生委員会資料

(平成25年6月定例会)

<条例関係>

◆条例制定に伴う趣旨書及び関係資料

議案第3号 (制定) ··· P.1 ~ P.2

<報告関係>

◆障害福祉サービス事業所の指定の取消しについて

··· P.3 ~ P.4

福祉局

## 趣　　旨　　書

題名　　和歌山市子ども・子育て会議条例

### 1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により市民参画の下、和歌山市子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に必要な事項、市の当該施策の実施状況を確認し、必要となる措置について調査審議する附属機関を設置するため、条例を制定する。

### 2 制定の概要

- (1) 設置（第1条関係）
- (2) 所掌事務（第2条関係）
- (3) 組織（第3条関係）
- (4) 任期（第4条関係）
- (5) 会長及び副会長（第5条関係）
- (6) 会議（第6条関係）
- (7) 専門部会（第7条関係）
- (8) 守秘義務（第8条関係）
- (9) 庶務（第9条関係）
- (10) 委任（第10条関係）

## 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）抜粋

### （定義）

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

### （特定教育・保育施設の確認）

#### 第三十一条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### （特定地域型保育事業者の確認）

#### 第四十三条

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### （市町村子ども・子育て支援事業計画）

#### 第六十一条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### （市町村等における合議制の機関）

#### 第七十七条 ~~市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。~~

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## 資料提供

平成25年6月20日



担当課	障害者支援課
担当者	川崎・小畠・瀬川
電話	435-1060
担当課	指導監査課
担当者	尾崎・坂下・松下
電話	435-1319

### 障害福祉サービス事業所の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第50条第1項第5号及び第8号等の規定に基づき、次のとおり行政処分（指定等の取消し）を行います。当該処分については、平成25年5月27日付け事業者に通知しました。

#### 1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	株式会社日本おんがえし（和歌山市東小二里町1-29） 代表取締役 小嶋治子
事業所名（事業種別） ・所在地	①ハート・スマイル（就労継続支援A型） ②ライフ・フレンド（居宅介護） ③ロード・コンセルジュ（移動支援） ※所在地はいずれも、和歌山市東小二里町1-29
指定等年月日	①平成23年4月1日（県指定） ②平成23年6月1日（県指定） ③平成23年6月1日（市登録）

#### 2 指定（登録）取消し年月日

平成25年5月31日（金）

#### 3 指定（登録）取消し理由

##### （1）不正の手段による指定等を受けたこと

ア 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）

①ハート・スマイル（就労継続支援A型）

指定申請時において、勤務予定のない者を従業員（サービス管理責任者を含む。）とする虚偽の書類を作成・提出し、和歌山県の指定を受けた。

②ライフ・フレンド（居宅介護）

指定申請時において、勤務予定のない者を従業員（サービス提供責任者を含む。）とする虚偽の書類を作成・提出し、和歌山県の指定を受けた。

イ 不正の手段による登録（和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則第11条第7項第4号）

③ロード・コンセルジュ（移動支援）

登録申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、和歌山市の登録を受けた。

## (2) 給付費等の架空請求を行い、不正に受領したこと

ア 訓練等給付費若しくは介護給付費の不正受領（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

### ①ハート・スマイル（就労継続支援A型）

利用者の未利用日にサービス提供を行ったように装い、和歌山市に架空請求を行って不正に受領した。

### ②ライフ・フレンド（居宅介護）

実際に家事援助等のサービスを提供していないにもかかわらず、家事援助等を行ったとして和歌山市に架空請求を行い、不正に受領した。

### イ 和歌山市地域生活支援給付費の不正受領

（和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則第11条第7項第2号）

### ③ロード・コンセルジュ（移動支援）

実際に移動支援のサービスを提供していないにもかかわらず、移動支援を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、和歌山市に架空請求を行い、不正に受領した。

## 4 現在までの経緯

平成24年10月18日の実地指導を発端とし、11月16日、12月27日にも実地指導を行い、平成25年2月26日に監査に移行し、平成25年4月まで事業所の従業員、利用者等に対し事情聴取を行った。

## 5 指定（登録）取消しに伴う返還金額

合計返還金額	33,701,153円
受給した給付費総額（①+②+③）	24,636,567円
加算金額	9,064,586円

内訳 ①ハート・スマイル : 17,249,681円（加算金額：6,899,872円）

②ライフ・フレンド : 5,411,787円（加算金額：2,164,714円）

③ロード・コンセルジュ : 1,975,099円

※ 従業員が欠如している事実を偽って指定申請したこと、給付費を不正受給していたことに加え、文書偽造等、計画性、悪質性が高いことが認められる。

就労継続支援A型事業及び居宅介護事業については、指定時からの給付費支払額分に40%割増分を加算した額を、また、移動支援事業については給付費全額の返還を求める。

（障害者総合支援法第8条第2項、和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則第19条第2項）

## 6 行政処分による当該法人への影響

事業の指定等が取り消されると、その日から5年の間は障害福祉サービス事業の指定及び指定の更新を受けることができない。（障害者総合支援法第36条第3項第6号）

## 7 利用者への対応

関係機関と連携を図り、他の事業所等の受入先を確保する。

## 8 その他

平成25年5月29日、和歌山県警に詐欺罪で刑事告訴しました。